

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>定例庁議</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和5年8月10日（木） 午前 9時32分から 午前10時32分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市役所 別館2階 全員協議会室</p>
<p>出席者及び 欠席者の 職・氏名</p>	<p><b>【出席者】</b>                  富岡市長、神田副市長、二見教育長、稲葉市長公室長、                  毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、                  玄順こども・健康部次長兼保育課長、山崎都市建設部長、                  村沢都市建設部次長兼開発建築課長、紺清会計管理者、                  益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、                  神頭生涯学習部長、堤田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）                  櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、福田同課政策企画係長</p> <p>（担当課2）                  佐藤職員課長、古瀬同課長補佐兼給与厚生係長、金井同課同係主査</p> <p>（担当課3）                  奥田財産管理課長、中谷同課主幹兼課長補佐、山崎同課財産管理係長</p> <p>（事務局）                  櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、福田同課政策企画係長、                  山本同課同係主任</p> <p><b>【欠席者】</b>                  なし</p>
<p>議題</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）</li> <li>2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給（案）</li> <li>3 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（第2期）策定方針</li> <li>4 令和5年第3回朝霞市議会定例会提出議案</li> </ol>

<p>会議資料</p>	<p>(議題 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 1】 令和 5 年度朝霞市行政評価(内部評価)結果報告書(案)(概要)</li> <li>・【資料 2】 令和 5 年度朝霞市行政評価(内部評価)結果報告書(案)</li> </ul> <p>(議題 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 3】 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について(案)</li> </ul> <p>(議題 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 4】 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(第 2 期)策定方針について</li> <li>・【資料 5】 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画《抜粋版》</li> <li>・【資料 6】 定期施設点検チェックシート</li> <li>・【資料 7】 施設カルテ</li> </ul>		
<p>会議録の作成方針</p>	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管(保存年限 年)</p> <table border="1" data-bbox="355 1041 1002 1137"> <tr> <td data-bbox="355 1041 1002 1137">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td data-bbox="1002 1041 1439 1137"> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去  <input type="checkbox"/>会議録の確認後  か月 </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月		
<p>傍聴者の数</p>	<p>—</p>		
<p>その他の必要事項</p>	<p>なし</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和5年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）

【説明】

（担当課1：福田政策企画課政策企画係長）

令和5年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）について、資料1に基づき説明する。

報告書の構成としては、Ⅰとして行政評価制度の概要、Ⅱとして令和4年度に実施した施策ごとの行政評価の結果、Ⅲとして結果の活用と制度の改善について記載している。

次に、令和4年度行政評価の結果について説明する。

「(1) 行政評価の概要」について、資料2の5ページに記載しているが、令和3年度から開始された後期基本計画の中柱にあたる79の施策全てについて、各所管課で評価を実施しており、評価の一覧は31ページ、32ページに掲載している。

評価方法としては、施策ごとに後期計画終了時の目標に対する進捗度及び必要性の2項目について評価を行っており、各評価は4段階で、数字が大きいものほど進捗が良く、必要性が高いという評価となる。

「(2) 施策の分析」については、資料2の5ページから7ページまでに掲載しており、79全ての施策について傾向分析を行っている。

「①施策の進捗度」について、79施策のうち、73施策が4の「極めて順調」又は3の「おおむね順調」の評価、6施策が2の「やや遅れている」の評価であるが、これはコロナ禍からの回復で、イベント等を実施できるようになったことに加え、物価高騰等の対策に関する事業を行ったことなどにより、昨年度と比較し、上向きの評価になっている。

「②施策の必要性」については、79施策のうち、13施策が4の「社会的なニーズは増加傾向にある」、66施策が3の「社会的なニーズは現状と変わらない」の評価となり、2や1の評価はなかった。

「③クロス分析」については、施策の進捗度及び必要性について分析を行い、進捗度2、必要性4の施策が3施策、進捗度2、必要性3の施策が3施策あったが、先日の政策調整会議における意見を踏まえ、資料1の2ページ及び資料2の7ページにこれらの施策の詳細を記載している。

最後に、「④政策分野ごとのまとめ」として、総合計画において、6つに区分された政策分野について、その大柱ごとの進捗度をグラフに表すとともに、成果や課題などについて記載しており、その内容は、施策評価シートをもとに、所管課・所管部で作成している。

そのほかの内容として、資料2の29ページに行政評価結果の活用と改善について記載している。

直近では、令和3年度から後期基本計画が開始したことを踏まえ、昨年度に実施した評価から、行政評価シートの様式を見直している。

また、30ページから34ページまで、参考資料として、行政評価実施要綱、施策一覧、施策評価シートの様式を掲載している。

説明は、以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、施策の進捗度を測る指標の中には、現実的に達成が難しいものがある。今の行政評価の方法では、指標は極力変えないこととしているため、実態とかい離しているのではないかと。との質問に対し、第6次総合計画の策定を進めていく中で、行政評価のあり方についても検討していくので、指標の見直し方法を含め、意見を聞きながら作り上げていきたいとの回答があった。

次に、資料1のクロス集計の結果、施策の「公共施設の効果的・効率的な管理運営」の進捗が芳しくないようだが、どのような点が理由で評価が低くなっているのか、資料から読み取りづらいと思う。との意見に対し、施策評価シートのコメントの内容を参考に、評価理由を追加するとの回答があった。

結果として、指摘のあった内容について一部修正のうえ、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

**【議題】**

2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給（案）

**【説明】**

(担当課2：古瀬職員課長補佐兼給与厚生係長)

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給（案）について説明する。

まず、「1 国の動向」についてである。

地方公務員における非常勤職員には、期末手当が支給できないなど、処遇上の課題があったため、平成29年に地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月から会計年度任用職員制度が施行され、会計年度任用職員に対し期末手当の支給が可能となった。

勤勉手当の支給については、法改正時において、国の非常勤職員に支給が広まっていなかったことなどを踏まえ、検討課題とされていたが、その後、国の非常勤職員に勤勉手当が支給され、地方公共団体における会計年度任用職員についても期末手当の支給が定着したことから、令和5年4月に地方自治法が改正され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となった。

次に、「2 市の現状と今後の対応」についてである。

本市の会計年度任用職員については、条例に基づき、一定の支給要件を満たす者に対して期末手当を支給しているが、勤勉手当については、条例に規定がなく、現在のところ支給には至っていない。

今回、全ての地方公共団体は、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に努めることが示されたことを踏まえ、本市においても令和6年度から常勤的

な会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を実施したいと考えている。

次に、「3 勤勉手当の支給概要」であるが、支給要件については、資料のとおりとし、期末手当の支給要件と同様と考えている。

次に、「4 影響額」については、年間約1億5,000万円を見込んでいる。

次に、「5 条例改正時期」については、地方自治法の規定により、予算と併せて条例改正議案を提出する必要があることから、令和6年第1回市議会定例会での改正を予定している。

最後に、「6 今後の検討課題」についてである。

「(1) 勤勉手当支給に伴う人事考課制度の見直し」だが、勤勉手当の支給に伴い、人事考課の結果を適切に反映する必要があることから、これまで会計年度任用職員に対し実施していなかった業績考課の導入やその対象範囲、考課の結果の反映などについて、今後検討する必要がある。

また、「(2) 勤勉手当支給に伴う影響に関する説明」については、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員本人の収入増により、例えば、配偶者が加入する社会保険の扶養から外れるなどの影響が生じることが想定されるため、適宜、通知等で説明していきたいと考えている。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、手当の支給に伴う所得の増加によって扶養から外れることを避けるため、退職を希望する者が出た場合、早期に職員募集をかける必要がある。会計年度任用職員に対する説明は、いつ頃行うのか。との質問に対し、この基本方針が固まり次第周知を行い、年内には説明会を行う必要があると考えている。なお、指摘のとおり、扶養から外れることを理由とした退職者が出る可能性もあるため、各課における再度任用の事務は、例年より早めに進めることが望ましいとの回答があった。

次に、現在の職員を再度任用する上で、所得を扶養の範囲内とするためには勤務時間数を減らすしかなく、そうすると常勤職員の業務負担が大きくなると思うが、このことについて何か考えはあるか。との質問に対し、会計年度任用職員は、各所属が業務に応じて必要な人工を設定し任用しているという認識であり、所得を扶養の範囲内とするために勤務時間数を減らすことが適当であるかは明言できないが、勤務時間数を減らすだけではなく、増やすことも含めて全体で考えることも必要ではないか。ただし、勤務時間を増やすことにより、新たに、市に社会保険料の負担が生じることもあるため、その点も考慮して判断をお願いしたいとの回答があった。

次に、会計年度任用職員から相談があった場合に、個別の年収の見込額を示してもらうことは可能か。との質問に対し、見込額を算定するための計算式を示したいと考えているとの回答があった。

次に、本件について、すでに法改正はされているため、制度変更があることを会計年度任用職員に伝えても問題はないか。との質問に対し、市の方針としては決定していないが、国でこのような動きがあるということは伝えてもらって構わないとの回答があった。

次に、各会計年度任用職員が今後の働き方を考える時間を確保できるよう、早期に制度変更について話せるようにし、可能であれば職員課による説明会という形で周知してもらいたい。との要望に対し、この基本方針が決定した場合には、8月又は9月頃に通知という形で決定した内容を全庁に示した上で、説明会についても、年内を目途に実施したいと考えている。補足として、予算が確定する3月にならないと条例が改正できず、改

正までの間は未確定なものとしての説明しかできないが、全体への影響が非常に大きい  
ため、先んじて方針を策定している。なお、今後最低賃金が上がる見込みがあり、示され  
る最低賃金によっては、10月から時給を上げる可能性があるため、そのような場合に  
も、扶養の範囲内で働いている者に影響が出ることが考えられるとの回答があった。

最後に、支給月数が資料に記載されていないため、常勤職員の場合の例を明記するこ  
とはできないか。との質問に対し、指摘のとおり対応するとの回答があった。

結果として、指摘のあった内容について一部修正のうえ、庁議に諮ることとした。

#### 【質疑等】

なし

#### 【結果】

提案のとおり、決定する。

#### 【議題】

### 3 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（第2期）策定方針

#### 【説明】

（担当課3：奥田財産管理課長）

朝霞市公共施設等マネジメント実施計画は、令和3年2月に策定されたもので、今年  
度から第2期計画の策定に向け、改定作業を行う。

今回、庁議の議題としたのは、同計画の対象範囲が、全庁に関わる分野であることか  
ら、第2期計画策定の着手に先立ち、その策定方針などについて承認いただきたいと考  
えたためである。

第2期計画策定の方針は、資料4上段のとおり、3つの方針案を掲げている。

まずは、現行の第1期計画の策定から2年程度しか経過していないことから、第1期  
計画で示されている理念、目標、具体策及び進捗管理方法等は変更せず、第2期計画にお  
いても、これら第1期計画の骨格を継承する。

その上で、2つ目として、施設の改修計画について、第1期計画では改修計画の策定に  
当たっての計算式が示されているが、その計算式も変更せず、過去の改修実績や施設の  
利用率等の計算の基礎となる数値の入替えを行い、資料5にある改修の優先度総合評価  
や、具体的な実施時期などを位置付けた改修計画の見直しを図る。

そして、3つ目は、計画期間内においても随時改修計画を見直すための方策を検討し  
ていくことである。

次に策定体制だが、「①朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会」と併せて、公  
共施設を所管する課の実務担当者で組織する「②検討会議」を新たに立ち上げ、検討した  
いと考えている。

なお、市民からの意見の聴取として、パブリックコメントの実施を予定している。

市民などの外部の方を交えた委員会を立ち上げも検討したが、本計画が実施計画レベ  
ルの計画であること、第1期計画策定からまだ間もないこと、加えて計画の骨格には手  
を付けないことを踏まえて、庁内による検討により策定作業を進めたいと考えている。

次に、第2期計画策定の主なスケジュールだが、令和5年度と6年度にわたって作業  
し、令和7年3月に完了する予定としている。

また、作業の進捗や見直し状況などの策定過程を市ホームページに掲載し、情報の公

開を随時行う予定である。

最後に、配付している資料6、7だが、資料6の施設点検チェックシートは施設健全度を、資料7の施設カルテは施設重要度を再評価する際に使用する資料で、それぞれ参考として市庁舎のものを添付している。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、「第1期計画の骨格は変更せずに策定を進める」とはどのようなことか。との質問に対し、主に、計画の中身として、目次などの構成を大きく変更しないということ。また、施設点検や施設カルテの内容を踏まえて計画の策定をしていくという、第1期の策定の手法を変更しないということであるとの回答があった。

次に、骨格は変更しないとのことだが、策定を進める中で、改修する施設の優先順位を変更する可能性はあるのか。との質問に対し、過去の実績や施設の利用状況等の数字を機械的に更新し、その計算の結果として、順番を変更する可能性はあるとの回答があった。

次に、本計画に、学校施設を含める必要はないか。との質問に対し、学校施設は別物と考え、連携しながら進めていくという捉え方をしているとの回答があった。

次に、上下水道等のインフラ系設備はどのようになっているか。との質問に対し、本計画と同等の個別計画があるため、含まれていないとの回答があった。

最後に、上位計画である朝霞市公共施設等総合管理計画においては、公共施設の延床面積を減らしていくという目標が示されているが、この計画における考え方はどのようなものか。との質問に対し、人口や施設の利用率が増えていっていることから、現時点では延床面積を減らすという考えはない。また、本計画は、老朽化している公共施設をどのように維持していくかという手法等についてのものであり、市としての政策的なものまでは含まれていないため、この計画内で示していくのは難しいと考えているとの回答があった。

結果として、原案のとおり庁議に諮ることとした。

#### 【質疑等】

なし

#### 【結果】

提案のとおり、決定する。

#### 【議題】

### 4 令和5年第3回朝霞市議会定例会提出議案

#### 【説明】

(須田総務部長)

議案第34号令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計歳入歳出決算認定についてである。

令和4年度の決算額は、歳入が538億4,357万3,036円となり、歳出は

510億1,440万6,046円で、歳入歳出差引残額は28億2,916万6,990円となった。

翌年度繰越額は、ここから継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を差し引いた、25億7,426万9,341円である。

歳入歳出の概要として、歳入について、市税は241億2,094万8,213円で、歳入総額の44.8パーセントを占めている。

地方譲与税は、自動車重量譲与税などで2億2,694万5,000円、地方消費税交付金は31億3,412万3,000円の交付となっている。

地方交付税は、普通交付税7億7,590万9,000円、特別交付税1億7,577万円が交付されている。

分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで、5億7,052万6,654円となり、使用料及び手数料は、自転車等駐車場使用料や一般廃棄物処理手数料などで、7億2,659万3,554円となっている。

国庫支出金は、生活保護費負担金や子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金のほか、障害者自立支援給付費負担金などで、122億2,196万6,148円となっている。

県支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金をはじめ、児童手当負担金、個人県民税徴収委託金などで、34億2,984万9,563円となっている。

繰入金は、公共施設マネジメント基金や財政調整基金の繰入金などで、15億8,108万376円となっている。

繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含めて、29億3,957万301円となっている。

諸収入は、学校給食費受入金や資源ごみ売払代金のほか、指定管理料精算金などで、13億5,505万322円となっている。

市債は、中学校大規模改修事業債、ごみ処理施設改修事業債、臨時財政対策債など21件で、15億4,289万7,000円の借入れとなっている。

次に、歳出について、議会費は、会議録調製等委託料などで、2億7,982万1,227円を支出し、総務費は、公共施設マネジメント基金積立金や住民情報システム借上料、市民センターなどに係る指定管理料などで、63億6,032万8,051円を支出している。

民生費は、介護給付・訓練等給付費負担金や児童手当を始め、子どものための教育・保育給付負担金や生活保護費などで、264億2,644万320円を支出している。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料や各種個別予防接種委託料のほか、ごみ焼却処理施設補修工事などで、44億1,945万3,439円を支出している。

労働費は、労働・社会保険相談業務委託料などで、167万2,807円を支出し、農林水産業費は、市民農園管理委託料などで、6,872万5,546円を支出している。

商工費は、あさか地域応援クーポン事業委託料やプレミアム付商品券事業費補助金のほか、産業文化センターの指定管理料などで、8億7,525万828円を支出している。

土木費は、自転車駐車場等指定管理料や道路用地購入費などのほか、下水道事業会計負担金などで、30億5,789万8,247円を支出している。

消防費は、朝霞地区一部事務組合消防負担金や消防団詰所改築工事などで、15億4,856万3,407円を支出している。

教育費は、学校の給食賄材料費のほか、中学校体育施設整備工事や総合体育館などに係る指定管理料などで、45億4,802万4,911円を支出している。

公債費は、31億2,822万641円を支出している。  
以上が歳出の主なものだが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)

議案第35号令和4年度(2022年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。

はじめに、国民健康保険の令和4年度末における加入者の状況だが、世帯数は、1万5,975世帯、被保険者数は、2万2,624人となっており、前年度と比較し、世帯数は656世帯、3.94パーセントの減少で、被保険者数は1,231人、5.16パーセントの減少となった。

次に、令和4年度の決算額は、歳入が、111億8,451万9,327円となり、歳出は、109億9,505万3,361円で、歳入歳出差引残額は1億8,946万5,966円である。

歳入歳出の概要として、歳入について、国民健康保険税は、27億506万3,847円で、歳入総額に占める割合は、24.19パーセントである。

県支出金は、保険給付費等交付金で、72億1,234万8,806円となり、繰入金は、一般会計繰入金などで、9億6,700万1,462円となり、繰越金は、その他繰越金で、2億5,233万8,278円である。

歳入全体では、前年度と比較すると、1.91パーセントの減少となっている。

歳出について、保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで、70億7,820万1,021円となり、歳出総額に占める割合は、64.38パーセントである。

国民健康保険事業費納付金は、広域化にともない、34億5,074万9,473円を支出している。

保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億4,906万6,669円となっており、基金積立金は、財政調整基金積立金などで、1億9,596万785円である。

諸支出金は、償還金などで、7,298万1,021円となっている。

歳出全体では、前年度と比較すると、1.39パーセントの減少となっている。

(佐藤福祉部長)

議案第36号令和4年度(2022年度)朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。

歳入決算額は、86億4,522万2,443円となり、対前年比2.89パーセントの増で、歳出決算額は、82億1,080万2,055円となり、対前年比1.58パーセントの増で、歳入歳出差引残額は、4億3,442万388円である。

歳入の主なものとして、65歳以上の第1号被保険者分として、18億4,935万4,550円となっている。

国庫支出金は、介護給付費負担金などで、17億7,869万3,074円、支払基金交付金は、介護給付費交付金などで、21億351万4,000円、県支出金は、介護給付費負担金などで、12億3,917万5,654円、繰入金は、一般会計繰入金などで、13億5,457万2,800円となっている。

次に、歳出であるが、総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査事業などで、1億169万9,137円となっている。

保険給付費は、主なものとして、居宅介護等サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金などで、73億3,853万4,371円となっている。

地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業や、一般介護予防事業などで、4億

2, 157万4, 270円となっている。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金などで、1億5, 195万1, 485円となっている。

最後に、第1号被保険者数では、令和5年3月31日現在2万8, 211人となり、対前年度比、124人、0.44パーセント増加している。

また、要介護、要支援認定者数は、令和5年3月31日現在4, 959人となり、対前年度比、2人、0.04パーセントの減少となっている。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)

議案第37号令和4年度(2022年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてである。

はじめに、令和4年度末における被保険者数の状況であるが、埼玉県後期高齢者医療広域連合の報告によると、1万4, 830人となり、前年度末と比較し、630人、4.44パーセントの増加となった。

次に、令和4年度の決算額は、歳入が、15億2, 659万8, 545円となり、歳出は、15億1, 820万9, 479円で、歳入歳出差引残額は、838万9, 066円である。

歳入歳出の概要として、歳入について、後期高齢者医療保険料は、12億7, 592万9, 700円、繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、2億4, 156万248円、繰越金は、前年度繰越金で、205万9, 881円となっている。

次に、歳出について、総務費は、一般管理事務費と徴収事業で、2, 139万230円、後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付事業で、14億9, 370万4, 098円、諸支出金は、保険料還付事業などで、311万5, 151円を支出している。

(益田上下水道部長)

議案第38号令和4年度(2022年度)朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてである。

はじめに、業務の状況であるが、令和4年度末の給水戸数は、6万9, 035戸で、普及率は、100パーセントである。

年間総給水量は、1, 520万6, 460立方メートルで、このうち県水受水量は、1, 137万3, 642立方メートルで、受水率は、74.8パーセントである。

また、年間総有収水量は、1, 435万7, 293立方メートルである。

次に、令和4年度の決算の概要だが、まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は、27億1, 065万737円で、主なものは、収入総額の75.4パーセントを占める水道料金のほか、水道利用加入金などである。

収益的支出は、22億2, 806万9, 743円で、主なものは、県水受水費のほか、職員人件費、委託料、修繕費、減価償却費などである。

収益的収支の差引金額は、4億8, 258万994円である。

次に、資本的収入及び支出についてだが、資本的収入は、5億5, 461万9, 988円で、主なものは、企業債である。

資本的支出は、15億4, 755万4, 306円で、主なものは、建設改良費で、令和3年度から令和4年度までの継続事業で行った、岡浄水場計装設備更新工事のほか、水道施設耐震化事業、老朽管更新及び水圧不足改善事業などである。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する9億9, 293万4, 318円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資

金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんした。

次に、剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金のうち、4億9,334万2,090円を資本金へ組み入れ、減債積立金に1億9,716万4,500円、建設改良積立金に1億9,716万5,393円を積み立てる案とした。

(益田上下水道部長)

議案第39号令和4年度(2022年度)朝霞市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてである。

はじめに、業務の状況であるが、令和4年度末の汚水処理戸数は、6万6,835戸である。

年間汚水処理水量は、1,705万1,012立方メートルである。

また、年間総有収水量は、1,428万8,855立方メートルである。

次に、令和4年度の決算の概要だが、まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は、20億6,875万5,997円で、主なものは、収入総額の46.9パーセントを占める下水道使用料のほか、一般会計から繰り入れる雨水処理負担金などである。

収益的支出は、18億1,287万8,746円で、主なものは、職員人件費のほか、委託料、修繕費、荒川右岸流域下水道維持管理負担金、減価償却費などである。

収益的収支の差引金額は、2億5,587万7,251円である。

次に、資本的収入及び支出についてだが、資本的収入は、4億8,117万7,400円で、主なものは、企業債、国庫補助金などである。

資本的支出は、6億8,502万9,702円で、主なものは、建設改良費で、支線7号線他下水工事などの汚水整備事業のほか、大字溝沼地内調整池築造工事などの雨水整備事業である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億385万2,302円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金などで補てんした。

次に、剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金のうち、1億1,628万4,000円を減債積立金に、1億1,628万4,564円を建設改良積立金に積み立てる案とした。

(須田総務部長)

議案第40号令和5年度(2023年度)朝霞市一般会計補正予算第3号である。

増額、36億6,210万6,000円で、累計額、543億23万1,000円となっている。

歳入歳出の概要として、歳入について、地方特例交付金は、交付額の確定により、652万円減額している。

地方交付税は、普通交付税の算定結果にともない、3億7,265万5,000円減額している。

分担金及び負担金は、赤野毛排水機場改修工事の増額にともない、2,531万3,000円増額している。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などを減額する一方、障害児入所給付費等負担金などを増額することにより、1億3,744万8,000円増額している。

県支出金は、早期不妊治療費助成事業補助金を減額する一方、新たに保育所等物価高騰対策給付事業補助金を計上するほか、障害児入所給付費等負担金などを増額することにより、7,810万4,000円増額している。

財産収入は、新たに土地開発公社解散残余金を計上するほか、自動販売機用敷地貸付

料を増額することにより、1,048万1,000円増額している。

寄附金は、総務費寄附金を1,093万円増額するほか、新たに民生費寄附金を30万円計上している。

繰入金は、令和4年度決算にともない、介護保険特別会計などの精算金を繰り入れるほか、財政調整基金繰入金などを増額し、13億5,459万8,000円増額している。

繰越金は、令和4年度決算にともない、前年度繰越金を21億2,426万9,000円増額している。

諸収入は、国・県支出金過年度収入や各種施設の指定管理料精算金を計上することにより、1億3,524万1,000円増額している。

市債は、臨時財政対策債などを減額する一方、新たに武道館施設改修事業債を計上するほか、橋梁改修事業債などを増額することにより、1億6,459万7,000円増額している。

次に、歳出について、人件費補正では、職員等の人事異動等にもなう補正額を計上している。

人件費を除いた概要として、総務費は、新たに排水ポンプ更新工事を計上するほか、財政調整基金や公共施設マネジメント基金へ積み立てることなどにより、18億3,426万7,000円増額している。

民生費は、新たに保育所等物価高騰対策給付事業補助金を計上するほか、介護給付・訓練等給付費負担金や介護保険特別会計の繰出金などを増額することにより、8億1,483万3,000円増額している。

衛生費は、水道事業会計において、水道料金の負担軽減を行うことにともない、新たに水道事業会計補助金を計上するほか、クリーンセンターの光熱水費などを増額することにより、4億1,816万1,000円増額している。

商工費は、ふるさと納税に係る経費を増額することなどにより、1,403万7,000円増額している。

土木費は、新たにナラ枯れ被害等による枯損木伐採工事を計上するほか、水路改修工事を増額することなどにより、2億2,915万円増額している。

教育費は、新たに武道館施設改修工事に係る経費を計上するほか、小・中学校におけるタブレット端末修理のための備品修繕料などを増額することにより、3億8,526万5,000円増額している。

公債費は、借入額の確定にともない、3,459万9,000円減額している。

次に、継続費補正は、新たに武道館施設改修事業を追加するものである。

繰越明許費は、ごみ焼却処理施設補修事業など4事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

債務負担行為補正については、議長車等運行業務事業など5事業について、来年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。

地方債補正は、新たに武道館施設改修事業を追加するほか、橋梁改修事業や臨時財政対策債など7件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)

議案第41号令和5年度(2023年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億9,970万円の増額で、これを含めた累計額は、113億276万1,000円となっている。

歳入歳出の概要として、歳入について、国民健康保険税は、調定額及び収納率の見込み

により、1億1,194万3,000円減額している。

国庫支出金は、新たに出産育児一時金臨時補助金として、50万円を増額している。

県支出金は、保険給付費の増加を見込み、普通交付金を1億9,098万9,000円増額している。

繰入金は、この補正予算における歳入歳出の差し引き額を財政調整基金から繰り入れる基金繰入金として、3,068万9,000円増額している。

繰越金は、前年度決算額の確定により、8,946万5,000円増額している。

次に、歳出について、保険給付費は、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増加を見込み、1億9,098万9,000円増額している。

諸支出金は、一般被保険者保険税還付金の増加を見込み、871万1,000円を増額している。

(佐藤福祉部長)

議案第42号令和5年度(2023年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億4,250万2,000円の増額で、これを含めた累計額は、89億4,762万5,000円となっている。

歳入歳出の概要として、歳入について、繰入金は、一般会計繰入金として、地域支援事業繰入金、その他繰入金、低所得者保険料軽減繰入金で合計771万円増額するものである。

繰越金は、前年度決算額の確定により、4億3,441万9,000円増額するものである。

次に、歳出について、基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金を、前年度決算の確定にともない、1億1,364万5,000円を増額する。

諸支出金は、前年度決算の確定にともなう国、県、支払基金への返還金及び一般会計繰出金で、3億2,739万6,000円増額するものである。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)

議案第43号令和5年度(2023年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ838万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、16億5,190万3,000円となっている。

歳入歳出の概要として、歳入について、繰越金は、前年度決算額の確定により、前年度繰越金として、838万8,000円を増額するものである。

次に、歳出について、後期高齢者医療広域連合納付金は、令和4年度の出納整理期間分の後期高齢者医療保険料として、161万7,000円、諸支出金は、一般会計繰出金として、677万1,000円をそれぞれ増額するものである。

(益田上下水道部長)

議案第44号令和5年度(2023年度)朝霞市水道事業会計補正予算第1号である。

今回の補正予算は、物価高騰による水道使用者の経済的な負担を軽減するため、水道使用者に対して、基本料金の2分の1について減額を行うもの及び職員の人事異動にともない行うものである。

補正の概要として、収益的収入については、水道料金の減額にともない、給水収益1億165万2,000円を減額し、営業外収益の他会計補助金を1億253万2,000円増額するものである。

次に、収益的支出は、業務費の電算システム改修委託料を49万5,000円、印刷製本費を38万5,000円増額するものである。

次に、資本的支出であるが、資本勘定支弁職員の給与費を364万2,000円増額するものである。

なお、資本的支出の増額にともなう資本的収支の不足額は、建設改良積立金で補てんするものである。

(益田上下水道部長)

議案第45号令和5年度(2023年度)朝霞市下水道事業会計補正予算第1号である。

今回の補正予算は、職員の人事異動にともなう補正及び事業期間の延長にともなう継続費の変更である。

補正の概要として、資本的支出だが、資本勘定支弁職員の給与費を315万円増額するものである。

なお、資本的支出の増額にともなう資本的収支の不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものである。

次に、令和5年度から令和6年度までの2か年の継続事業である大字溝沼地内ポンプ場建設事業について、適正な工期を確保するため、事業期間を令和5年度から令和7年度までの3か年に延長し、併せて事業費の年割額を変更するものである。

(清水市民環境部長)

議案第46号朝霞市印鑑条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正されたことにともない、キオスク端末機による印鑑登録証明書の交付について、スマートフォンに搭載した利用者証明用電子証明書の使用を追加するものである。

なお、この改正については、規則で定める日から施行したいと考えている。

(稲葉市長公室長)

議案第47号朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、(仮称)福祉等複合施設や4市共用火葬場設置などに対応する必要があることから、市長の事務部局の職員定数を630人から643人に13人増員し、一方、教育委員会の事務部局については、定数が実数を大きく上回っていることから、実態に合わせ、教育委員会の事務部局の職員定数を138人から125人に13人減員するもので、市全体の職員定数の830人に変更はない。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第48号朝霞市税条例の一部を改正する条例である。

主な改正内容については、地方税法等の一部を改正する法律の施行にともない、個人市民税では、森林環境税の導入にともなう見直しのほか、前年と異動のない給与所得者の扶養親族等申告書を簡素化する見直しを行うものである。

軽自動車税では、燃費等の不正により生じた納付不足額に対する加算額の割合を変更するものである。

なお、これらの改正のうち、個人市民税に係る改正は令和6年1月1日及び令和7年1月1日から、軽自動車税に係る改正は令和6年1月1日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第49号朝霞市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、駅前広場やシンボルロード等、公共空間の利活用の推進のため、一部の占用物件について日割で徴収できる規定を追加するなど占用料の見直しを図るものである。

なお、この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(野口学校教育部長)

議案第50号工事請負契約の締結についてである。

工事名は、朝霞第九小学校校舎増築工事である。

工事の概要については、朝霞第九小学校敷地内に校舎を増築するものである。

入札の経過については、7月13日に入札参加要件を定めた一般競争入札を行ったところ、3者が応札し、その結果、三光建設株式会社が、税抜き8億6,247万円で落札した。

については、三光建設株式会社と請負契約を締結したく、提案した次第である。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)

議案第51号指定管理者の指定についてである。

朝霞市健康増進センターの管理に関し、指定管理者として株式会社明治スポーツプラザを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

なお、選定に至る経緯だが、公募により3事業者が申請し、福祉部、こども・健康部幹事会で書類審査、プレゼンテーション、評価を行い、その後、朝霞市指定管理者選定委員会で候補者を選定したものである。

(須田総務部長)

議案第52号人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてである。

朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、1名の任期が令和5年12月31日をもって満了となるため、新たな委員として、釜井順子氏を推薦するものである。

(野口学校教育部長)

議案第53号教育委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の教育委員会委員のうち、上野正道氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となるが、同氏を再び委員に任命したく、ここに提案する次第である。

(野口学校教育部長)

議案第54号教育委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の教育委員会委員のうち、森島史枝氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となるが、同氏を再び委員に任命したく、ここに提案する次第である。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】